

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年4月から6年9月までの期間は50万円、同年10月から7年9月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が減額訂正されていることが分かった。給与明細書等は所持していないが、申立期間の標準報酬月額は50万円ぐらいであったので、当該期間の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成5年4月から6年9月までは50万円、同年10月から7年9月までは47万円と記録されていたところ、同年3月31日付けで、5年10月及び6年10月の定時決定が取り消され、5年4月1日に遡って13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる役員5人及び従業員14人（申立人を除く。）についても、申立人と同様に、平成7年3月31日付けで、5年4月1日に遡って減額訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の事業主とは連絡が取れないために確認できず、前述の役員及び従業員のうち、連絡が取れた役員3人からも、申立期間当時、申立人の報酬月額が訂正後の標準報酬月額（13万4,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られない。

また、年金事務所は、「時期は定かではないが、A社には社会保険料の滞納があった。」と回答しており、前述の役員3人も、「当時、給料の遅配や

社会保険料の滞納があった。」と証言していることから判断すると、申立期間当時、同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが推認できる。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる上、前述の役員3人は、「申立人は、従業員としてゴルフ場のコース管理を担当していた。」と証言していることから、上記の遡及訂正処理に関与したとは認められない。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月31日付けで行われた標準報酬月額の変及訂正処理は、事実を即したものと考えることは困難で、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年4月から6年9月までの期間は50万円、同年10月から7年9月までの期間は47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月30日から同年9月1日まで

ねんきん定期便により、B社及びその関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社からC社（現在は、D社）に異動した時期だが、継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社に係る在職証明書及びD社から提出された人材台帳から判断すると、申立人は、B社及びその関連会社に継続して勤務（昭和49年9月1日にA社からC社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年2月まで
ねんきん特別便により、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、国民年金の加入手続は平成2年4月頃にA市の支所で行い、その時は国民年金保険料を納付していなかったが、申立期間の保険料については、3年3月に結婚し、転居したB市において、国民年金第3号被保険者資格の取得及び氏名変更の手続を行った後、申立期間の納付書がまとめて送付されたので、10万円から12万円ぐらいの保険料を近くの銀行で一括して納付した。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認届書(写)及びB市C区の住民異動連絡票(写)によると、申立人は、平成3年12月24日に、同市において、2年4月1日に遡って国民年金第1号被保険者資格を取得し、3年3月14日に遡って氏名変更及び第3号被保険者資格への種別変更手続を行い、同市で処理されていることが確認できる上、申立人が保管する年金手帳の住所欄には、申立人の婚姻後の同市の住所地が記載され、その後、A市に住所地を変更されていることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がB市に居住していた同年12月頃に初めて払い出され、2年4月1日に遡って、申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、一括して送付された納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金第3号被保険者資格の喪失処理が平成6年9月29日に行われ、その後、同年10月18日に、4年9月から6年3月までの保険料（19万3,900円）が過年度納付され、7年4月25日に、6年4月から7年3月までの保険料（13万3,200円）が一括納付されていることが確認できることから、申立人が保険料の納付時期等を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、保険料の納付時期、納付金額等について記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 5 月 11 日から同年 6 月 10 日まで
② 平成 8 年 8 月 24 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社から派遣され、ホテルで清掃の仕事に従事していた。」旨主張しているところ、A社は、「ホテルで清掃の仕事に従事している者は、勤務時間が短いため、厚生年金保険には加入させていない。社員名簿については、平成4年頃からパートを含め社員番号を付して管理しているが、申立人については、氏名が見当たらず、勤務実態は分からない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入し、国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、ホテルで清掃の仕事に従事していた同僚について氏名を記憶しておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社から提出された同社が作成した健康保険厚生年金保険台帳（写）によると、申立人は、平成8年9月1日に厚生年金保

険の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、同社は、「当社が作成した従業員の健康保険厚生年金保険台帳を基に厚生年金保険料を控除しているので、申立人については、平成8年9月の保険料から控除していると思う。」と回答している。

また、申立期間②当時、B社で厚生年金保険に加入し、聴取することができた複数の従業員は、いずれも1週間程度の見習期間があったが、申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない旨証言しており、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年3月4日まで
② 昭和26年7月1日から同年9月1日まで
③ 昭和27年3月9日から31年7月11日まで

商船学校を卒業後、昭和23年4月1日から31年7月11日まで、A社で、船員として勤務していたので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の元妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年4月1日から31年7月11日までA社で船員として勤務していたとして申立人の元妻が申し立てているところ、申立人に係る船員保険被保険者台帳及び同社の船員保険被保険者名簿によると、申立人は、24年3月4日から26年7月1日までの期間及び同年9月1日から27年3月9日までの期間、同社において船員保険に加入していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、当該被保険者台帳及び被保険者名簿の記録が訂正された形跡も見受けられない。

また、A社は、申立期間①、②及び③当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況、船員保険料の控除等については不明としている上、当該期間当時の同社の社会保険事務担当者は、「船員として採用すると、すぐに船員保険に加入させ、船員が退職すると、すぐに船員保険の被保険者資格を喪失させており、未届は無い。」と証言している。

さらに、申立期間①、②及び③当時に、A社で船員保険に加入し、聴取することができた船員10人のうち2人は、申立人が勤務していたことは記憶し

ているものの、船員保険料の控除について証言を得ることができず、残りの8人から申立人に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間①、②及び③に係る船員保険料の控除について、申立てを行った申立人の元妻から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。